

◎新潟県告示第543号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和7年5月9日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
中山 祐作	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	北蒲原郡聖籠町 諏訪山997番地	R7.4.1
久保田 憲司	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	北蒲原郡聖籠町 諏訪山997番地	R7.4.1
石橋 勇貴	内科	町営診療所みかわ	東蒲原郡阿賀町 あが野南4324	R7.4.1
関 沙織	耳鼻咽喉科	新潟県立中央病院	上越市新南町 205番地	R7.3.21